

地域密着型通所介護への移行について

1 基本的な考え方

平成28年4月1日から、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、「地域密着型通所介護事業所」となります

介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下)については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行されます。

また、利用定員9名以下である療養通所介護も、地域密着型サービスに移行されます。

現行の分類	H28.4.1からの分類	備考
小規模型通所介護 (平均利用者数300人以下)	地域密着型通所介護 (利用定員18人以下)	地域密着型サービスに 位置付け
通常規模型通所介護 (平均利用者数301人～750人)	通常規模型通所介護 (平均利用者数750人以下)	
大規模型通所介護() (平均利用者数751人～900人)	大規模型通所介護() (平均利用者数751人～900人)	
大規模型通所介護() (平均利用者数901人以上)	大規模型通所介護() (平均利用者数901人以上)	
療養通所介護	療養通所介護	地域密着型サービスに 位置付け
認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	地域密着型サービス

2 地域密着型通所介護に移行した場合の変更点等

(1) 平成28年4月以降は、原則、相模原市民しか利用できません。

平成28年3月31日において、地域密着型となる通所介護事業所を利用している他市町村の利用者については、4月1日以降も継続して利用できます。

(2) 「運営推進会議」を設置し、6か月に1回以上、開催しなければなりません。

(3) 報酬区分(単価)は、前年度の利用者数の実績にかかわらず、現在の小規模型通所介護費相当となります。

(4) 介護予防通所介護は、地域密着型サービスには移行しません。

3 地域密着型通所介護事業所の判断基準

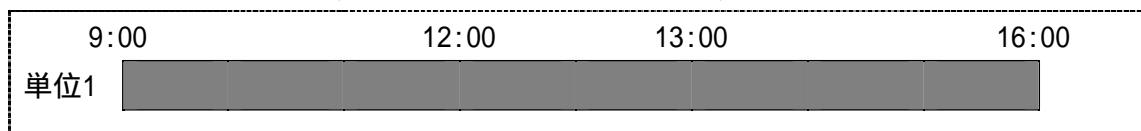
- (1) 「通所介護」と「地域密着型通所介護」の区別は、事業所の利用定員（同時にサービス提供が可能な利用者数の上限）により判断します。
- (2) サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、事業所全体の利用定員（サテライト事業所がある場合は、本体事業所とサテライト事業所の利用定員の合計）で判断します。
- (3) 前年度の月平均延利用者数により決定される報酬算定上の規模区分（小規模や通常規模）や実際の利用者の多寡は関係ありません。

地域密着型通所介護事業所となる事例

（同時にサービス提供が可能な利用者数が18人以下）

【ケース1】終日1単位で実施

単位1：利用定員10人、サービス提供日時：月～金、9:00～16:00



同時にサービス提供が可能な利用者数：10人

.....

【ケース2】午前と午後の2単位で実施

単位1：利用定員10人、サービス提供日時：月～金、9:00～12:00

単位2：利用定員10人、サービス提供日時：月～金、13:00～16:00



同時にサービス提供が可能な利用者数：10人

サービス提供時間が異なる場合は、利用定員は合算しない

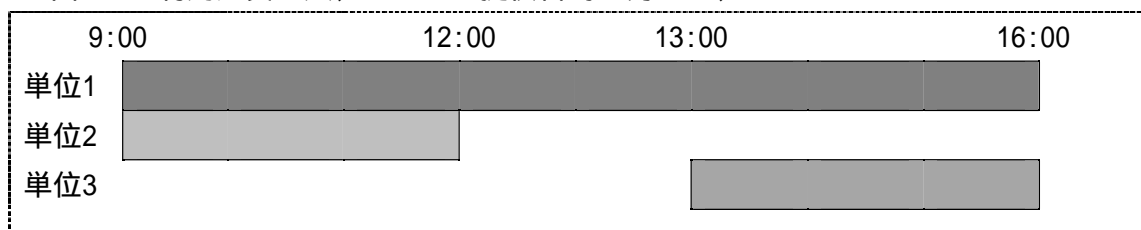
.....

【ケース3】終日と午前と午後の3単位で実施

単位1：利用定員10人、サービス提供日時：月～金、9:00～16:00

単位2：利用定員5人、サービス提供日時：月～金、9:00～12:00

単位3：利用定員5人、サービス提供日時：月～金、13:00～16:00



同時にサービス提供が可能な利用者数：15人

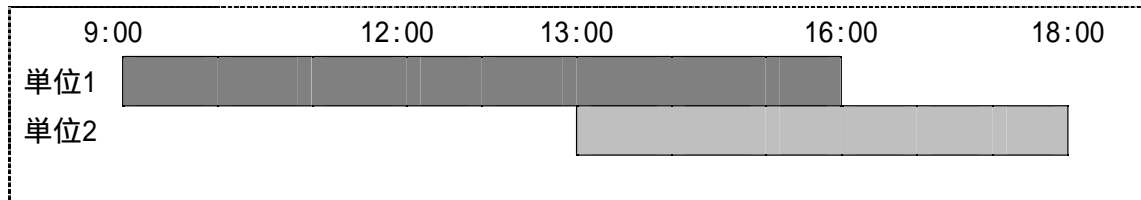
サービス提供時間が重複する場合は、利用者定員を合算する

地域密着型通所介護事業所とならない事例
(同時にサービス提供が可能な利用者数が19人以上)

【ケース4】サービス提供時間の異なる2単位で実施

単位1：利用定員15人、営業日時：月～金、9:00～16:00

単位2：利用定員15人、営業日時：月～金、13:00～18:00



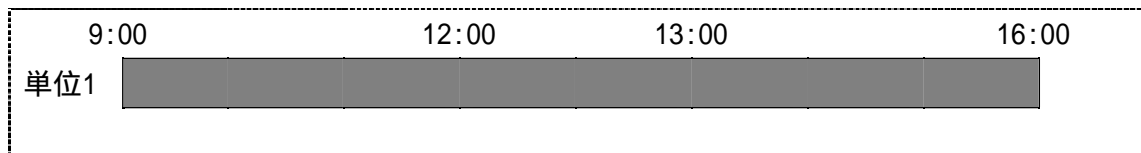
同時にサービス提供が可能な利用者数：30人

単位ごとの利用定員が18人以下でも、事業所全体で同時にサービス提供が可能な利用者数が19人以上になる場合は、通所介護事業所となる

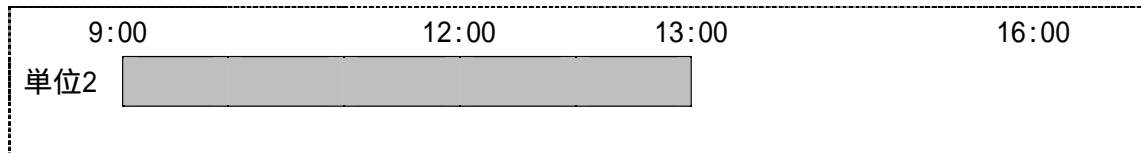
.....

【ケース5】曜日によって異なる利用定員の2単位で実施

単位1：利用定員25人、サービス提供日時：月～金、9:00～16:00



単位2：利用定員10人、サービス提供日時：土・日、9:00～13:00



同時にサービス提供が可能な利用者数：25人

特定の曜日の利用定員が19人以上であれば、他の曜日が利用定員18人以下でも通所介護事業所となる

4 地域密着型通所介護の「みなし指定」について

- (1)平成28年3月31日現在、通所介護事業所としての指定を受けている定員18人以下の事業所については、平成28年4月1日より、事業所所在地の市町村からの指定を受けたものとみなされます(「みなし指定」)。
- (2)平成28年3月31日において他の市町村の被保険者が利用していた場合は、当該他の市町村からの指定も受けたとみなされます。
- (3)「みなし指定」の有効期間は、改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までとなります。
- (4)(2)の他市による「みなし指定」の効果は、平成28年3月31日における利用者に限られます。

5 「みなし指定」の辞退について

- (1)地域密着型通所介護事業所の「みなし指定」を希望しない事業者は、平成28年3月31日までに「みなし指定を不要とする旨の申出書」の提出が必要です。
- (2)本市以外の他の市町村の被保険者が利用している場合は、他の市町村にも「みなし指定を不要とする旨の申出書」の提出が必要です(事業廃止届等は本市のみに提出)。
- (3)「みなし指定」を辞退することで、通所介護事業所としての運営が継続できるものではありません。地域密着型通所介護事業所の「みなし指定」を辞退することは、次のいずれかの手続きを伴います。

事業所を廃止する

定員を19人以上に変更し、通所介護事業所として運営する

大規模型または通常規模型の通所介護事業所の「サテライト事業所」となる

小規模多機能型居宅介護事業所の「サテライト事業所」となる

- (4)「みなし指定を不要とする旨の申出書」は、平成28年3月31日を提出期限としていますが、(3) ~ については、それぞれ提出期限がありますので、それらの手続きと併せて届け出るよう配慮してください。

「みなし指定」の辞退に伴う手続きの期限

	手続きの内容	手続きの期限
	事業所の廃止	平成28年2月29日
	定員の変更	平成28年3月15日 要事前相談
	大規模型・通常規模型通所介護事業所の「サテライト事業所」への変更	平成28年2月29日 要事前相談
	小規模多機能型居宅介護事業所の「サテライト事業所」の指定	平成28年2月29日 要事前相談

- (5)「みなし指定」の辞退に伴う(3)のと については、現在の利用者がサービスを継続して利用できなくなる恐れがあるため、あらかじめ利用者や担当ケアマネジャー等と十分に調整する必要があります。

6 移行後の利用者について

- (1) 地域密着型サービスは、その市町村の被保険者のみがサービス利用可能です。
- (2) 平成28年3月31日以前の既存利用者については、それぞれの保険者(市町村)の指定があったものとみなされるため、事業所の所在市町村の被保険者だけでなく、それ以外の他の市町村の被保険者も引き続き利用できます。
- (3) 平成28年4月1日以降に、新たに他の市町村からの利用者を受け入れるためには、本市と当該他の市町村との事前調整の後、当該他の市町村から事業者指定を受ける必要があります。
- (4) (3)の手続きを経ずに他の市町村からの利用者を受け入れても介護報酬の請求はできません。また、事業者指定は日付を遡ることができませんので、注意してください。

7 介護予防通所介護及び第1号通所事業(総合事業)について

介護予防通所介護は、地域密着型サービスには移行しません。これまでの介護予防通所介護は、平成30年3月31日までは指定の効力を有していますが、介護保険法上は平成27年4月から総合事業に移管されています。

8 運営推進会議について

運営推進会議とは、地域との連携を図るため、利用者や利用者家族、地域代表者(自治会や民生委員など)、市職員又は地域包括支援センター職員などで構成され、提供しているサービス内容等を明らかにし、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、各事業所で設置する協議会です。

平成28年4月から、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護においても、設置が義務付けられますが、開催回数については他のサービスが2か月に1回であるのに対し、6か月に1回(療養通所介護は12か月に1回)とされています。

運営推進会議の設置が定められている事業

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・**地域密着型通所介護** 新
- ・**療養通所介護** 新
- ・**認知症対応型通所介護** 新

療養通所介護については、従前より「安全・サービス提供管理委員会」の設置が義務付けられていますが、この機能は平成28年4月以降も継続することとされています。

運営推進会議のメンバー

- ・利用者や利用者家族
- ・地域代表者

自治会・町内会、民生委員、老人クラブ、商店会などが想定されますが、特に何らかの団体の代表者である必要はなく、事業所の近所の方が参加することでも構いませんので、地域の実情に応じて参加を依頼してください。

参加を強要することがないようにご注意ください。

- ・市職員又は地域包括支援センター職員

原則的には事業所所在地域の地域包括支援センター職員が参加しますが、地域密着型通所介護の事業者と地域包括支援センターの事業者が同一法人の場合等は、各区の高齢者相談課職員が参加することがあります。

運営推進会議への参加依頼は、平成28年4月以降に行ってください。

主な議題の例（グループホームにおけるもの）

- ・状況報告(利用者数、要介護度、年齢等)
- ・活動状況報告(誕生日会等の事業所内活動、花見等の事業所外活動、避難訓練、ボランティアや研修の受け入れ状況の報告など)
- ・第三者評価機関からの外部評価の実施状況及び評価内容の報告
- ・事業所内で発生した転倒等の事故の内容や件数、対応について
- ・自治会の催し物や避難訓練等の情報提供と入居者の参加可否の検討
- ・事業所が抱える、地域住民とのトラブルについての検討(徘徊、騒音等)
- ・非常災害時の地域との連携について(消防団や自主防災隊との連携)

9 法人の定款の変更及び事業所の運営規程等の作成について

「地域密着型通所介護」は、「地域密着型サービス」であり、「通所介護」は「居宅サービス」であり、それぞれ別のサービスです。そのため、法人の定款の変更や事業所の運営規程及び重要事項説明書の作成等が必要です。

(1) 法人の定款

【株式会社や合同会社などの営利法人や特定非営利活動法人】

定款および法人登記簿の（事業）目的欄に、下記 **記入例** に示すような事業の記載がない場合は、定款変更および変更登記を行っていただく必要があります。

記入例 「介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業」
「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」

【医療法人や社会福祉法人（ ）】

定款変更等の必要性の有無や手続き等に関して、各法人所管庁へご確認願います。

（ ）社会福祉法人に関しては、「老人デイサービス事業」と記載されている場合は、「老人デイサービス事業」に地域密着型通所介護も含まれますので、定款変更は不要と考えられますが、記載方法等によっては変更が必要である場合も考えられますので、念

のため法人所管庁へご確認いただきますようお願いいたします。

「地域密着型通所介護」の「みなし指定」は、現在の「通所介護」の指定有効期限満了日までしかみなされませんので、現在の「通所介護」の指定有効期限満了日を確認の上、指定有効期限満了日までに変更しておいてください。

(2) 運営規程、重要事項説明書

ア) サービスの表記の変更

タイトルも含め、現在の運営規程や重要事項説明書で使用されている表記を次のように変更する必要があります。

- ・「通所介護」 「地域密着型通所介護」

イ) 文中で引用する要綱等について

文中に法令等を引用している場合、変更が必要な表記について確認し、適切に修正等を行ってください。

- ・「相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を「相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に変更

ウ) 利用料金等について

報酬区分(単価)は、前年度の利用者数の実績にかかわらず、現在の小規模型通所介護費相当です。

エ) 運営規程の作成及び届出について

- ・すべての事業所において、平成28年4月1日を施行日とする運営規程を作成する必要がありますが、平成28年3月31日時点で指定を受けている事業所はすべて、「みなし指定」を受けているため、市への届出は不要です。
- ・平成28年4月1日以降に新規または更新の指定を受ける事業者については、指定申請を行う際、申請書類に添付して提出してください。

オ) 要介護者向けと要支援者等向けの切り分け

これまで、要介護者用と要支援者用を共用で作成していた事業所は、それぞれ分けて作成する必要があります。

- ・(介護予防)通所介護 「地域密着型通所介護」と
「介護予防通所介護」「第1号通所事業」

平成30年3月31日までは介護予防サービスを提供する可能性がありますので、それまでは「地域密着型通所介護」「介護予防通所介護および第1号通所事業」としても差し支えありません。

(3) 契約書

ア) サービスの表記の変更

「(2)運営規程、重要事項説明書」を参考に、現在の契約書で使用されている表記を適切に変更してください。

イ) 契約の締結時期

小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下)については、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行されるため、事業所は平成28年4月までに「地域密着型通所介護」の契約書のひな型を用意しておき、平成28年4月1日付で「通所介護」から、「地域密着型通所介護」に契約変更する必要があります。なお、契約締結の際は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得る必要があります。

参考 地域密着型通所介護に関するQ & A

今後、国からの通知等により、内容が変更となる場合があります。

Q 1	通所介護事業所の指定を受けている事業所が、地域密着型通所介護事業所に移行するにあたり、移行手続きを行う必要はあるか。
A 1	平成28年3月31日において通所介護事業の指定を受けている事業者は、事業所所在の市町村の長から地域密着型通所介護の指定を受けたもの（当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該市町村の長から指定を受けたもの）とみなすこと（みなし指定）となっており、新たな指定の申請や特段の手続きを行う必要はありません。 なお、新たな地域密着型通所介護事業所としての指定通知は行いません。

Q 2	利用定員が18人以下の通所介護事業所が、平成28年4月1日以降も、通所介護事業所として運営を続けることはできないのか。
A 2	できません。利用定員18人以下の通所介護事業所は、平成28年4月1日に通所介護事業所としての効力が失われることとなっています。

Q 3	地域密着型通所介護事業所となった事業所が、平成28年4月以降に利用定員を19人以上に変更する場合の手続きはどうなるのか。
A 3	地域密着型通所介護事業所の廃止届を提出するとともに、通所介護事業所の新規指定申請を行う必要があります。

Q 4	定員19人以上の通所介護事業所が、利用定員を18人以下に変更する場合の手続きはどうなるのか。
A 4	通所介護事業所の廃止届を提出するとともに、地域密着型通所介護事業所の新規指定申請が必要となります。 なお、地域密着型通所介護事業所の新規指定に当たっては、本市の「地域密着型サービス運営委員会」を経る必要があることから、申請等の時期をあらかじめ限定する予定です。注意してください。詳しくは市ホームページで確認してください。

Q 5	住所地特例対象施設である「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の入居者は、地域密着型通所介護事業所を利用できるか。
A 5	利用できます。ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない「サービス付き高齢者向け住宅」の入居者については、平成27年4月1日以降に入居した者のみ利用可能です。

Q 6	地域密着型通所介護に移行後は、原則、事業所が所在する市町村の利用者しか受け入れられないが、当該事業所が介護予防通所介護の指定を受けている場合、その指定の効力がある平成30年3月31日までは、事業所所在地以外の他の市町村の要支援者については、新たに受け入れても構わないのか。
A 6	介護予防通所介護から総合事業への切り替えは、事業者指定だけでなく、利用者本人の要支援認定期間や当該利用者の居住する市町村における総合事業の実施状況などで違います。そのため、いくつかの要件を満たせば、受け入れは可能ですが、十分に担当ケアマネジャーや保険者と調整することが必要です。